

四日市市上下水道局告示第19号

四日市市上下水道局における申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱を次のように定める。

令和3年 3月24日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局における申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四日市市上下水道局の要綱（以下「要綱」という。）で定める手続及び様式のうち申請者等の押印を義務付けているものについて、その特例を定めるものとする。

(押印の省略)

第2条 別表左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

別表

要綱名	手続又は様式	備考
四日市市排水設備設置義務免除取扱要綱（平成20年上下水道局告示第45号）	第1号様式から第3号様式まで及び第5号様式から第7号様式まで	署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。
四日市市公共下水道接続指導要綱（平成30年上下水道局告示第42号）	第1号様式、第4号様式、第8号様式及び第9号様式	署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。
四日市市共同住宅排水管設置費補助金交付要綱（平成30年上下水道局告示第21号）	第1号様式から第3号様式、第6号様式、第8号様式及び第10号様式	署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。
私道への公共下水道布設に関する要綱（平成17年上下水道局告示第7号）	第1号様式及び第2号様式	署名（法人その他の団体にあつては、代表者の署名）をした場合に限る。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)